

9月1日（金）から10日（日）まで

屋外広告物適正化旬間

屋外広告物の安全対策と景観の調和を

屋外広告物の適正化についての意識啓発を図るため、9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」としていただきます。この機会に屋外広告物の安全対策や景観との調和に努めましょう。

衆に向けて表示される立看板、はり紙（ポスター）、広告旗、広告塔、広告塔、屋上広告、壁面広告などのことをいいます。

屋外広告物を表示する場合は、桐生市屋外広告物条例による許可などの手続きが必要です。

なお、4月から、市内にポスターや広告板などを表示する際の申請は、市役所5階の

都市計画課で受け付けています。

●許可基準など

表示場所、面積など屋外広告物の種類ごとに基準が定められ、著しく破損、老朽化したもの、落下のおそれのあるものなど基準に適合しないものは表示できません。

橋りょう、信号機、道路標識、街路樹、歩道柵、カーブミラー、ガードレールなどには屋外広告物を表示することはできません。

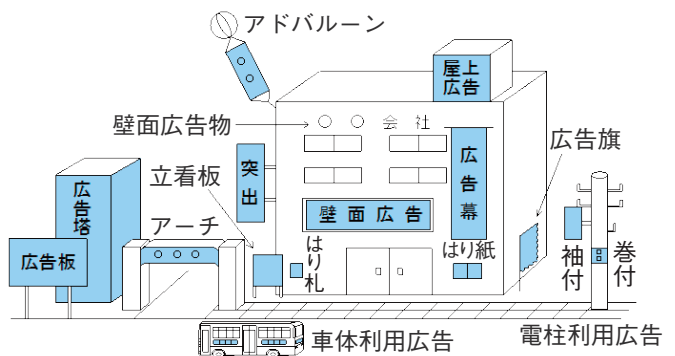
また、電柱、街灯柱には、立看板、はり紙、広告旗など

を表示することはできません。住居専用の用途地域、重伝建地区などは、原則として屋外広告物を表示できません（小規模な自家広告物など表示できるものもあります）。

許可期間は、屋外広告物の種類ごとに定められています。許可期間を超えて表示したい場合は、許可期間満了前に更新申請が必要です。

許可申請には、手数料がかかります。手数料は種類、面積、個数により金額が異なります。

問い合わせは、都市計画課 景観係（☎内線788）へ。



平成30・31年度物品・役務入札参加資格申請の受け付け

入札参加資格申請を電子申請で受け付けます。参加を希望する業者は、必ず申請の手続きをしてください。

申請は、ぐんま電子入札共同システムのホームページ (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) から行ってください。

受付期間は、10月2日（月）から31日（火）まで、受付時間は午前9時から午後5時まで（土、日、祝日は除く）です。

新規登録の場合は、予備登録と本登録の手続きが必要です。

問い合わせは、契約検査課契約担当（☎内線548）へ。

10月は土地月間です

■一定面積以上の土地売買などは届け出が必要です

届け出が必要な面積などは、次の表のとおりです。

法令・義務者・届出時期	届出が必要な面積
・ 公有地の拡大の推進に関する法律 ・ 土地を売る人 ・ 売買契約締結日の3週間前まで	都市計画施設の区域内 200㎡以上
	市街化区域内 5,000㎡以上
	新里町 10,000㎡以上
・ 国土利用計画法 ・ 土地を買った人 ・ 売買契約締結日から14日以内	市街化区域内 2,000㎡以上
	市街化調整区域内・新里町 5,000㎡以上
	黒保根町 10,000㎡以上

■土地価格などの無料相談会

10月の土地月間に合わせて、群馬県不動産鑑定士協会の会員が土地の相談に応じます。

期日 = 10月5日（木）

時間 = 午前10時～午後3時

場所 = 604会議室（市役所6階）

問い合わせは、都市計画課計画係（☎内線754）へ。